	and area the	pu
現行	改正案	備  考
給水装置工事施行基準	給水装置工事施行基準	
2 0 1 1	2 0 1 1	
( 2012.6 改正版 )	<mark>( 2013.6 改正版 )</mark>	
		【表紙】
		改正年月を変更。
鹿児島市水道局	鹿 児 島 市 水 道 局	

## 給水装置工事施行基準(新旧対照表)

現行	改正案	備  考
第3節 貯水槽水道の維持管理	第3節 貯水槽水道の維持管理	
1 管理人 ・・・・・・・・・・・・・・・・ <b>132</b>	1 管理人 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 132	
2 使用上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・ <b>132</b>	2 使用上の注意 ・・・・・・・・・・・・ 132	
3 点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <b>133</b>	3 点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133	
4 清掃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133	4 清掃 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133	
5 その他 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	5 その他 ・・・・・・・・・・・・・・ 133	
参考資料	参考資料	
資料 $1$ 水道の水理 ・・・・・・・・・・・・・ 参 $ 1$	資料1 水道の水理 ・・・・・・・・・・・・ 参-1	
資料 2 直管換算表 ・・・・・・・・・・・・・ 参- <b>10</b>	資料 2 直管換算表 ・・・・・・・・・・・ 参- <b>10</b>	
資料3 3階直結給水基準 ・・・・・・・・・・・ 参-13	資料3 3階直結給水基準 ・・・・・・・・・・ 参-13	
資料4 直結増圧式給水設計施行基準 ・・・・・・・ 参-16	資料4 直結増圧式給水設計施行基準 ・・・・・・・ 参-16	
資料 5 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の	資料 4-2 増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準・・・ 参-26-1	
各戸メーター等設置基準・・・・ 参-28	資料 5 各戸検針及び各戸徴収に伴う共同住宅等の	
資料 6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	各戸メーター等設置基準・・・・ 参-28	
の取扱いについて ・・・・ 参-36	資料 6 特定施設水道連結型スプリンクラー設備	【目次】
資料 7 流量表 (給水) ・・・・・・・・・・・ 参- <b>41</b>	の取扱いについて ・・・・ 参-36	参考資料に資料 4-2、
資料 8 計算例 (給水) ・・・・・・・・・・・ 参-47	資料 7 流量表 (給水) ・・・・・・・・・・ 参- <b>41</b>	資料 12-2 を追加。
資料9 自主検査チェックリスト ・・・・・・・・ 参-51	資料 8 計算例 (給水) ・・・・・・・・・・ 参-47	
資料10 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 ・・・ 参-53	資料 9 自主検査チェックリスト ・・・・・・・ 参-51	
資料11 道路工事現場における標示施設等の設置基準 ・・・・ 参-57	資料10 給水装置の構造及び材質の基準に係る認証制度 ・・・ 参-53	
資料12 鉛管の接合(応急時の技術資料) ・・・・・・・ 参-59	資料11 道路工事現場における標示施設等の設置基準 ・・・・ 参-57	
資料13 水質管理 ・・・・・・・・・・・・・ 参- <b>60</b>	資料12 鉛管の接合(応急時の技術資料) ・・・・・・・ 参-59	
資料14 検定公差及び使用公差 ・・・・・・・・・ 参-65	資料12-2 水道用ポリエチレン管の止水工法(応急時の技術資料)・・・ 参- <b>59-1</b>	
	資料13 水質管理 ・・・・・・・・・・・ 参- <b>60</b>	
参考文献	資料14 検定公差及び使用公差 ・・・・・・・・ 参-65	
	参考文献	

## 給水装置工事施行基準(新旧対照表)

現行	改正案	備考
2 給水方式の決定 給水方式には、配水管の水圧を利用して給水する「直結式(直結直圧式・直結増圧式)」 と、配水管から分岐し受水槽に受け給水する「受水槽式」がある。	2 給水方式の決定 給水方式には、配水管の水圧を利用して給水する「直結式(直結直圧式・直結増圧式)」 と、配水管から分岐し受水槽に受け給水する「受水槽式」がある。 また、増圧装置の設置を猶予する特例として「特例直結直圧式」がある。	【26ページ】 給水方式に特例直結 直圧式を追加。
なし	2.2-1 特例直結直圧式  特例直結直圧式約水方式は、水道本管の圧力が一定以上あり、建物の4階・5階まで 直結直圧方式で絡水が可能な場合は、増圧装置の設置を猶予して直結直圧方式で絡水す る方法である。この方式は、直結増圧式給水設計施行基準の特例基準として「増圧装置 の設置を猶予する特例に関する基準」を制定し、平成25年から制度を開始しているもの である。 この方式では、水道本管の圧力変動等に対応できるよう損失水頭計算において十分に 余裕水頭を確保することが重要である。そして、増圧装置の設置が必要な事態に備えて、 増圧装置の設置スペースを確保しておく必要がある。また、吸排気弁やメーターパイパスユニットの設置、そして、その他配管計画については、直結増圧方式に準じて計画を 行う必要がある。 4階・5階の天井に設置する水道直結式スプリンクラー設備のように、常時一定の水 量及び水圧を必要とする給水用具は、配水管の水圧の変動により作動しないおそれがあるため、水道連結型水構式スプリンクラー設備もしくは直結増圧式とすること。 なお、特側直結直圧式では直結給水の普及を促進するために、高置水槽までの直結で はなく、全戸直結のみとする。 詳細については「増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準」(資料4-2)を参照すること。   最大5階プロアまで  「現在大学」  「記述、工作、工作、工作工工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工作工	【27-1ページ】 「2.2-1 特例直結直 圧式」を追加。

現行
改正案

(ウ) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法(表 3 - 6)

1戸の使用水量については(表 3 - 2)又は(表 3 - 5)を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表 3 - 6)により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

表 3-6 給水戸数と同時使用戸数率

戸	数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
同時使用戸	数率 (%)	100	9 0	8 0	7 0	6 5	6 0	5 5	5 0

イ 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

集合住宅における使用水量は,各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方 法を選択することとし、次のいずれかの方法により算出するものとする。

(ア) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(表 3-7)

10 戸未満

 $Q = 42 N^{0.33}$ 

10 戸以上 600 戸未満

 $Q = 19N^{0.67}$ 

ただし、Q:同時使用水量(Q/min)

N:戸数

(4) 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(表 3-8)

1~30(人)

 $Q = 26 P^{0.36}$ 

31~200(人)

 $Q = 13 P^{0.56}$ 

ただし、Q:同時使用水量(l/min)

P:人数(人)

- (ウ) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法(表 3-6)
- 1戸の使用水量については(表 3 2)又は(表 3 5)を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表 3 6)により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。
- (エ) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量算定 方法
- a 給水用具給水負荷単位による方法(表 3 9, 図 3 8)

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、(表 3 - 9)の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に末端給水用具数を乗じたものを累計し、(図 3 - 8)の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

(ウ) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法(表 3-6)

1戸の使用水量については(表 3 - 2)又は(表 3 - 5)を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表 3 - 6)により同時使用戸数を定め同時使用水量を決定する方法である。

表 3-6 給水戸数と同時使用戸数率

	戸	数	1~3	4~10	11~20	21~30	31~40	41~60	61~80	81~100
ſ	同時使用耳	□数率 (%)	100	9 0	8 0	7 0	6 5	6 0	5 5	5 0

イ 集合住宅等における同時使用水量の算定方法

集合住宅における使用水量は、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方 法を選択することとし、次のいずれかの方法により算出するものとする。

(ア) 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(表 3 - 7)

10 戸未満

 $Q = 42 N^{0.33}$ 

10 戸以上 600 戸未満

 $Q = 19N^{0.67}$ 

ただし, Q:同時使用水量(l/min)

N:戸数

(イ)-1 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(表 3 - 8 - 1)

1~ 30(人)

 $Q = 26 P^{0.36}$ 

31~ 200(人)

 $Q = 13 P^{0.56}$ 

ただし、Q:同時使用水量(@/min)

201~2000(人)

 $Q = 6.9 P^{0.67}$ 

P:人数(人)

(イ)-2 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法(表 3 - 8 - 2)

1~30(人)

 $Q = 26 P^{0.36}$ 

31~(人)

 $Q = 15.2 P^{0.51}$ 

ただし、Q:同時使用水量(le/min)

P:人数(人)

- (ウ) 各戸使用水量と給水戸数の同時使用率による方法(表 3 6) 1戸の使用水量については(表 3 - 2)又は(表 3 - 5)を使用した方法で求め、全体の 同時使用戸数については、給水戸数と同時使用戸数率(表 3 - 6)により同時使用戸
- (エ) 一定規模以上の末端給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量算定 方法
- a 給水用具給水負荷単位による方法(表 3-9、図 3-8)

数を定め同時使用水量を決定する方法である。

給水用具給水負荷単位とは、末端給水用具の種類による使用頻度、使用時間及び多数の末端給水用具の同時使用を考慮した負荷率を見込んで、給水流量を単位化したものである。同時使用水量の算出は、(表 3 - 9)の各種給水用具の給水用具給水負荷単位に末端給水用具数を乗じたものを累計し、(図 3 - 8)の同時使用水量図を利用して同時使用水量を求める方法である。

## 【32ページ】

備

考

『水道施設設計指針』 の改訂に伴い、「住居 人数から同時使用水 量を予測する算定式 を用いる方法」に、新 たに算定式を追加。 現行

表 3-7 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法による早見表

戸数	人数	給水量 Q/min	戸数	人数	給水量 Q/min
1	4	42	51	204	265
2	8	53	52	208	268
3	12	60	53	212	272
4	16	66	54	216	275
5	20	71	55	220	278
6	24	76	56	224	282
7	28	80	57	228	285
8	32	83	58	232	289
9	36	87	59	236	292
10	40	89	60	240	295
11	44	95	61	244	298
12	48	100	62	248	302
13	52	106	63	252	305
14	56	111	64	256	308
15	60	117	65	260	311
16	64	122	66	264	315
17	68	127	67	268	318
18	72	132	68	272	321
19	76	137	69	276	324
20 21	80	141 146	70 71	280	327
	84		1	284	330
22	88 92	151	72	288	334
23		155	73	292	337
24	96	160	74	296	340
25	100	164	75	300	343
26	104	169	76	304	346
27	108	173	77	308	349
28	112	177	78	312	352
29	116	181	79	316	355
30	120	186	80	320	358
31	124	190	81	324	361
32	128	194	82	328	364
33	132	198	83	332	367
34	136	202	84	336	370
35	140	206	85	340	373
36	144	210	86	344	376
37	148	214	87	348	379
38	152	217	88	352	382
39	156	221	89	356	384
40	160	225	90	360	387
41	164	229	91	364	390
42	168	232	92	368	393
43	172	236	93	372	396
44	176	240	94	376	399
45	180	243	95	380	402
46	184	247	96	384	404
47	188	251	97	388	407
48	192	254	98	392	410
49	196	258	99	396	413
50	200	261	100	400	416
75	300	343	100	400	416

表 3-7 同時使用水量の算定早見表 (戸数):10 戸未満

 $Q = 42 N^{0.33}$ 

10 戸以上 600 戸未満 Q=19N<sup>0.67</sup>

				10	<b>戸以上 60</b> 0	0 戸未満	Q = 1	9N 0.67
产数	人数	給水量 Q/min	产数	人数	給水量 Q/min	产数	人数	給水量 Q/min
1	4	42	51	204	265	101	404	418
2	8	53	52	208	268	102	408	421
3	12	60	53	212	272	103	412	424
4	16	66	54	216	275	104	416	427
5	20	71	55	220	278	105	420	429
6	24	76	56	224	282	106	424	432
7	28	80	57	228	285	107	428	435
8	32	83	58	232	289	108	432	438
9	36	87	59	236	292	109	436	440
10	40	89	60	240	295	110	440	443
11	44	95	61	244	298	111	444	446
12	48	100	62	248	302	112	448	448
13	52	106	63	252	305	113	452	451
14	56	111	64	256	308	114	456	454
15	60	117	65	260	311	115	460	456
16	64	122	66	264	315	116	464	459
17	68	127	67	268	318	117	468	462
18	72	132	68	272	321	118	472	464
19	76	137	69	276	324	119	476	467
20	80	141	70	280	327	120	480	470
21	84	146	71	284	330	121	484	472
22	88	151	72	288	334	122	488	475
23	92	155	73	292	337	123	492	478
24	96	160	74	296	340	124	496	480
25	100	164	75	300	343	125	500	483
26	104	169	76	304	346	126	504	485
27	108	173	77	308	349	127	508	488
28	112	177	78	312	352	128	512	490
29	116	181	79	316	355	129	516	493
30	120	186	80	320	358	130	520	496
31	124	190	81	324	361	131	524	498
32	128	194	82	328	364	132	528	501
33	132	198	83	332	367	133	532	503
34	136	202	84	336	370	134	536	506
35	140	206	85	340	373	135	540	508
36	144	210	86	344	376	136	544	511
37	148	214	87	348	379	137	548	513
38	152	217	88	352	382	138	552	516
39	156	221	89	356	384	139	556	518
40	160	225	90	360	387	140	560	521
41	164	229	91	364	390	141	564	523
42	168	232	92	368	393	142	568	526
43	172	236	93	372	396	143	572	528
44	176	240	94	376	399			
45	180	243	95	380	402			
46	184	247	96	384	404			
47	188	251	97	388	407			
48	192	254	98	392	410			
49	196	258	99	396	413			
50	200	261	100	400	416			

改正案

# 【33ページ】

備

考

新たな算定式追加の 為、早見表を追加。 また、増圧式の新基準 に対応する為、早見表 を給水量 530 ℓ/min まで追記。

給水装置工事施行基準 (新旧対照表) 改正案 備 考 現行 表 3-8-1 同時使用水量の算定早見表(住居人数): 1~ 30(人) 表 3-8 住居人数から同時使用水量を予測する方法による早見表  $Q = 26 P^{0.36}$ 31~ 200(人)  $Q = 13 P^{0.56}$  $201 \sim 2000$ (人) Q = 6.9 P 0.67 給水量 給水量 給水量 給水量 人数 人数 人数 人数 0/min 0/min 0/min 2/min ス数 給水量 Q/min 人数 Q/min 給水量 給水量 給水量 人数 Q/min 給水量 人数 | 和小一 Q/min 人数 人数 人数 Q/min Q/min 101 172 151 216 201 241 251 280 301 51 118 102 173 152 217 202 242 252 280 52 119 2 33 103 174 243 253 104 175 105 176 155 219 205 244 255 283 55 123 106 177 156 220 206 245 256 283 107 178 157 221 207 246 257 8 55 58 126 108 179 158 221 208 247 258 285 128 109 180 159 222 247 259 286 110 181 160 223 248 260 286 
 111
 182
 161
 224

 112
 183
 162
 225
 250 | 262 | 288 113 184 163 225 213 251 263 14 67 64 133 114 184 164 226 251 264 289 15 69 65 135 115 185 165 227 215 252 | 265 | 290 116 186 166 228 216 253 266 291 16 71 117 187 167 254 267 17 72 119 189 169 230 219 255 269 20 76 120 190 170 231 220 256 270 21 78 121 191 171 231 221 257 271 294 122 192 172 232 258 272 295 22 79 7.3 123 192 173 233 223 258 273 296 124 193 174 234 24 82 259 274 297 324 332 【34ページ】 125 194 175 195 176 127 196 177 236 261 277 299 128 197 178 237 228 262 278 299 328 335 28 86 79 150 129 198 179 237 229 263 279 300 329 335 80 151 130 198 180 238 230 264 280 301 330 336 30 88 31 89 81 152 131 199 181 239 231 265 281 302 331 337 32 91 132 200 182 240 232 265 282 302 34 94 134 202 184 241 267 | 284 | 304 135 203 185 242 235 35 95 268 285 136 204 186 243 236 268 286 37 98 137 204 187 243 237 269 287 138 205 188 244 238 270 288 307 38 100 88 139 206 189 271 289 140 207 190 245 240 271 290 141 208 191 246 241 272 291 142 209 192 247 242 42 105 273 292 43 107 93 165 143 209 193 248 243 274 293 310 343 345 144 210 194 248 244 274 294 311 44 108 94 166 344 345 45 110 95 167 145 211 195 249 245 275 295 312 46 111 146 212 196 250 246 276 296 312 147 213 148 213 198 251 248 149 214 199 252 249 278 299 314 49 115 50 116 100 171 150 215 200 253 250 279 300 315 350 349

現行	改正案	備考
なし	表 3 - 8 - 1 同時使用水量の算定早見表(住居人数): 1~ 30(人) Q=26 P <sup>0.36</sup>	
	$31 \sim 200(\text{\AA})$ $Q = 13 \text{ P}^{0.56}$ $201 \sim 2000(\text{\AA})$ $Q = 6.9 \text{ P}^{0.67}$	
	**************************************	
	Q/min	
	351         350         401         383         451         414         501         444         551         474         601         502         651         530           352         351         402         383         452         415         502         445         552         474         602         503         652         530	
	353 351 403 384 453 415 503 446 553 475 603 503	
	354 352 404 385 454 416 504 446 554 475 604 504 355 353 405 385 455 417 505 447 555 476 605 504	
	355 353 405 385 455 417 505 447 555 476 605 504 356 353 406 386 456 417 506 447 556 476 606 505	
	357 354 407 387 457 418 507 448 557 477 607 505	
	358 355 408 387 458 418 508 449 558 478 608 506 359 355 409 388 459 419 509 449 559 478 609 506	
	360 356 410 389 460 420 510 450 560 479 610 507	
	361     357     411     389     461     420     511     450     561     479     611     508       362     357     412     390     462     421     512     451     562     480     612     508	
	363 358 413 390 463 421 513 451 563 480 613 509	
	364 359 414 391 464 422 514 452 564 481 614 509 365 359 415 392 465 423 515 453 565 482 615 510	
	366 360 416 392 466 423 516 453 566 482 616 510	
	367 361 417 393 467 424 517 454 567 483 617 511	
	368 361 418 394 468 425 518 454 568 483 618 511 369 362 419 394 469 425 519 455 569 484 619 512	
	370 363 420 395 470 426 520 456 570 484 620 513	
	371         363         421         395         471         426         521         456         571         485         621         513           372         364         422         396         472         427         522         457         572         486         622         514	
	373 365 423 397 473 428 523 457 573 486 623 514	
	374     365     424     397     474     428     524     458     574     487     624     515       375     366     425     398     475     429     525     459     575     487     625     515	【34-1ページ】
	376 367 426 399 476 429 526 459 576 488 626 516	
	377         367         427         399         477         430         527         460         577         488         627         516           378         368         428         400         478         431         528         460         578         489         628         517	
	378         368         428         400         478         431         528         460         578         489         628         517           379         369         429         400         479         431         529         461         579         490         629         518	
	380 369 430 401 480 432 530 461 580 490 630 518	
	381     370     431     402     481     432     531     462     581     491     631     519       382     371     432     402     482     433     532     463     582     491     632     519	
	383 371 433 403 483 434 533 463 583 492 633 520	
	384         372         434         404         484         434         534         464         584         492         634         520           385         372         435         404         485         435         535         464         585         493         635         521	
	386 373 436 405 486 435 536 465 586 494 636 521	
	387         374         437         405         487         436         537         466         587         494         637         522           388         374         438         406         488         437         538         466         588         495         638         522	
	389 375 439 407 489 437 539 467 589 495 639 523	
	390 376 440 407 490 438 540 467 590 496 640 524	
	391     376     441     408     491     438     541     468     591     496     641     524       392     377     442     409     492     439     542     468     592     497     642     525	
	393 378 443 409 493 440 543 469 593 498 643 525	
	394 378 444 410 494 440 544 470 594 498 644 526 395 379 445 410 495 441 545 470 595 499 645 526	
	396 380 446 411 496 441 546 471 596 499 646 527	
	397 380 447 412 497 442 547 471 597 500 647 527	
	398         381         448         412         498         443         548         472         598         500         648         528           399         382         449         413         499         443         549         472         599         501         649         529	
	400 382 450 414 500 444 550 473 600 501 650 529	

現行	
	表 3 - 8 - 2 同時使用水量の算定早見表(住居人数): 1~30(人) Q = 26 P <sup>0.36</sup>
	$31\sim$ (人) Q = $15.2 \mathrm{P}^{0.51}$
	人数         給水量         人         公         一人数         給水量         人         公         一人数         給水量         人         人数         給水量         人         人         上         企/min         人数         給水量         上         企/min         人数         給水量         企/min         上 <th< td=""></th<>
	I     26     5I     113     10I     160     15I     196     20I     227     25I     254     30I     279       2     33     52     114     102     161     152     197     202     228     252     255     302     280
	3 39 53 115 103 162 153 198 203 228 253 256 303 280
	4     43     54     116     104     162     154     198     204     229     254     256     304     281       5     46     55     117     105     163     155     199     205     230     255     257     305     281
	6 50 56 118 106 164 156 200 206 230 256 257 306 282
	7 52 57 119 107 165 157 200 207 231 257 258 307 282
	8 55 58 121 108 166 158 201 208 231 258 258 308 282 9 57 59 122 109 166 159 202 209 232 259 259 309 283
	10 60 60 123 110 167 160 202 210 232 260 259 310 283
	11 62 61 124 111 168 161 203 211 233 261 260 311 284
	12     64     62     125     112     169     162     204     212     233     262     260     312     284       13     65     63     126     113     169     163     204     213     234     263     261     313     285
	14 67 64 127 114 170 164 205 214 235 264 261 314 285
	15 69 65 128 115 171 165 205 215 235 265 262 315 286
	16     71     66     129     116     172     166     206     216     236     266     262     316     286       17     72     61     130     111     172     161     207     211     236     261     263     311     287
	18 74 68 131 118 173 168 207 218 237 268 263 318 287
	19 75 69 132 119 174 169 208 219 237 269 264 319 288
	zo     76     70     133     120     175     170     209     220     238     270     264     320     288       zi     78     71     134     121     175     171     209     221     238     271     265     321     289
	22 79 72 135 122 176 172 210 222 239 272 265 322 289
	23 80 73 136 123 177 173 210 223 240 273 266 323 289
	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$
	26 84 76 138 126 179 176 212 226 241 276 267 326 291
	27     85     77     139     127     180     177     213     227     242     277     268     327     291       28     86     78     140     128     181     178     214     228     242     278     268     328     292
	28     86     78     140     128     181     178     214     228     242     278     268     328     292       29     87     79     141     129     181     179     214     229     243     279     269     329     292
	30 88 80 142 130 182 180 215 230 243 280 269 330 293
	31 88 81 143 131 183 181 215 231 244 281 270 331 293
	32 89 82 144 132 183 182 216 232 244 282 270 332 294 33 90 83 145 133 184 183 217 233 245 283 271 333 294
	34 92 84 146 134 185 184 217 234 246 284 271 334 294
	35 93 85 147 135 185 185 218 235 246 285 272 335 295 36 95 86 147 136 186 186 218 236 247 286 272 336 295
	37 96 87 148 137 187 187 219 237 247 287 272 337 296
	38 97 88 149 138 188 188 220 238 248 288 273 338 296
	39         98         89         150         139         188         189         220         239         248         289         273         339         297           40         100         90         151         140         189         190         221         240         249         270         274         340         297
	41 101 91 152 141 190 191 221 249 291 274 341 298
	42 102 92 153 142 190 192 222 242 250 292 275 342 298
	43 103 93 153 143 191 193 223 243 250 293 275 343 298 44 105 94 154 144 192 194 223 244 251 294 276 344 299
	45 106 95 155 145 192 195 224 245 251 295 276 345 299
	46 107 96 156 146 193 196 224 246 252 296 277 346 300
	47         108         97         157         147         194         197         225         247         252         297         277         347         300           48         109         98         158         148         194         198         225         248         253         298         278         348         301
	49 111 99 158 149 195 199 226 249 253 299 278 349 301
	50 112 100 159 150 196 200 227 250 254 300 279 350 302

現行					改.	正案						備考
	表 3 - 8 - 2	同時使	用水量	の算定早見	表(住)	居人数)	: 1	1~30(	V)	Q=2	6 P <sup>0.36</sup>	
							3	1~ (	人)	Q = 1	$5.2\mathrm{P}^{0.51}$	
	人數 給水	量人數	給水量 Q/min	人数 給水量 Q/mi	人数	給水量	人数	給水量 Q/min	人数	給水量	人數 給水量	
	2/111	"""				Z / Itali				2 / 11881	2/11811	
	351 302 352 302		323 324	451 343 452 344		362 362	551 552	380 380	601	397 398	651 414 652 414	
	353 303		_	453 344		363	553	381	603	398	653 414	
	354 303			454 344			554		604	398	654 415	
	355 304 356 304			455 345 456 345	$\rightarrow$		555 556		605	399 399	655 415 656 415	
	357 305			457 345			557		607	399	657 416	
	358 305			458 346			558	382	608	400	658 416	
	359 305 360 306			459 346 460 347	-		559 560		610	400 400	659 416 660 417	
	361 306			461 347			561		611	401	661 417	
	362 307	7 412	328	462 347	512		562		612	401	662 417	
	363 307 364 308		<del>  </del>	463 348 464 348			563 564		613	401 402	663 418 664 418	
	365 308			465 349			565		615	402	665 418	
	366 308	8 416	329	466 349	516	368	566	385	616	402	666 419	
	367 309			467 349		368	567 568	386	617	403	667 419	
	368 309 369 310			468 350 469 350			$\rightarrow$	386 386	618	403 403	668 419 669 420	
	370 310	0 420	331	470 350	520	369	570	387	620	404	670 420	
	371 311			471 351			571	-	621	404	671 420	
	372 311 373 311		332 332	472 351 473 352			572 573	387 388	622	404 405	672 421 673 421	
	374 312		1	474 352			574		624	405	674 421	【34-3ページ】
	375 312		333				575		625	405	675 421	
	376 313 377 313		1	476 353 477 353	_		576 577	389 389	626 627	406 406	676 422 677 422	
	378 314			478 353			578		628	406	678 422	
	379 314		-	479 354			579		629	407	679 423	
	380 314 381 315		335 335	480 354 481 355			580		630	407	680 423 681 423	
	382 315		1 1	482 355			582		632	408	682 424	
	383 316			483 355			_		633	408	683 424	
	384 316 385 317		-	484 356 485 356					634	408 409	684 424 685 425	
	386 317		-	486 356			$\overline{}$		636	409	686 425	
	387 317			487 357					637	409	687 425	
	388 318 389 318			488 357 489 358			588 589		638	410 410	688 426 689 426	
	390 319		<del>  </del>	490 358					640	410	690 426	
	391 319			491 358			591		641	411	691 427	
	392 319 393 320			492 359			592		642	411	692 427	
	393 320 394 320		340 340	493 359 494 359	_		593 594		643 644	411	693 427 694 428	
	395 321	1 445	341	495 360	545	378	595	395	645	412	695 428	
	396 321		341				596		646	412	696 428	
	397 322 398 322	_	342 342		-		597 598		647	412 413	697 428 698 429	
	399 322	2 449	342	499 361	549	379	599	397	649	413	699 429	
	400 323	3 450	343	500 362	550	380	600	397	650	413	700 429	

	現行	改正案	備考
なし		表 3 - 8 - 2 同時使用水量の算定早見表(住居人数): 1~30(人) Q=26 P <sup>0.36</sup>	
/4 C		$31$ ~ (人) Q = 15.2 P $^{0.51}$	
		人数     給水量     人     人数     給水量     人数     給水量     人     人数     給水量     人     人数     給水量     人     人     別     人数     給水量     人     人数     給水量     人     人数     給水量     人     別     小面     上	
		701 430 751 445 801 460 851 474 901 488 951 502 1001 515 1051 528	
		702         430         752         445         802         460         852         475         902         489         952         502         1002         516         1052         529           703         430         753         446         803         461         853         475         903         489         953         503         1003         516         1053         529	
		704 431 754 446 804 461 854 475 904 489 954 503 1004 516 1054 529	
		705         431         755         446         805         461         855         475         905         489         955         503         1005         516         1055         529           706         431         756         447         806         461         856         476         906         490         956         503         1006         517         1056         530	
		707         432         757         447         807         462         857         476         907         490         957         504         1007         517         1057         530	
		709 432 759 447 809 462 859 477 909 491 959 504 1009 517 1059 530	
		710         432         760         448         810         463         860         477         910         491         960         504         1010         518           711         433         761         448         811         463         861         477         911         491         961         505         1011         518	
		112         433         162         448         812         463         862         477         912         491         962         505         1012         518	
		713     433     763     449     813     463     863     478     913     492     963     505     1013     518       714     434     764     449     814     464     864     478     914     492     964     506     1014     519	
		715 434 765 449 815 464 865 478 915 492 965 506 1015 519 716 434 766 450 816 464 866 479 916 493 966 506 1016 519	
		717 435 767 450 817 465 867 479 917 493 967 506 1017 519	
		718 435 768 450 818 465 868 479 918 493 968 507 1018 520 719 435 769 450 819 465 869 479 919 493 969 507 1019 520	
		720         436         770         451         820         465         870         480         920         494         970         507         1020         520	
		721         436         771         451         821         466         871         480         921         494         971         507         1021         521           722         436         772         451         822         466         872         480         922         494         972         508         1022         521	
		723     437     773     452     823     466     873     481     923     494     973     508     1023     521       724     437     774     452     824     467     874     481     924     495     974     508     1024     521	
		725 437 775 452 825 467 875 481 925 495 975 508 1025 522	
		726     437     776     453     826     467     876     481     926     495     976     509     1026     522       727     438     777     453     827     467     877     482     927     496     977     509     1027     522	-4ページ】
		728 438 778 453 828 468 878 482 928 496 978 509 1028 522	
		729         438         779         453         829         468         879         482         929         496         979         509         1029         523           730         439         780         454         830         468         880         483         930         496         980         510         1030         523	
		731         439         781         454         831         469         881         483         931         497         981         510         1031         523           732         439         782         454         832         469         882         483         932         497         982         510         1032         523	
		733 440 783 455 833 469 883 483 933 497 983 511 1033 524	
		734 440 784 455 834 470 884 484 934 497 984 511 1034 524 735 440 785 455 835 470 885 484 935 498 985 511 1035 524	
		736 441 786 456 836 470 886 484 936 498 986 511 1036 524	
		737         441         787         456         837         470         887         484         937         498         987         512         1037         525           738         441         788         456         838         471         888         485         938         499         988         512         1038         525	
		139         441         189         456         839         471         889         485         939         499         989         512         1039         525	
		741         442         791         457         841         472         891         486         941         499         991         513         1041         526	
		742 442 792 457 842 472 892 486 942 500 992 513 1042 526 743 443 793 458 843 472 893 486 943 500 993 513 1043 526	
		744         443         794         458         844         472         894         486         944         500         994         513         1044         526	
		745 443 795 458 845 473 895 487 945 500 995 514 1045 527 746 444 796 458 846 473 896 487 946 501 996 514 1046 527	
		747 444 797 459 847 473 897 487 947 501 997 514 1047 527	
		748 444 798 459 848 474 898 488 948 501 998 515 1048 528 749 444 799 459 849 474 899 488 949 501 999 515 1049 528	
		750 445 800 460 850 474 900 488 950 502 1000 515 1050 528	

現行

## 改正案 表 3 - 15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

## 1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が承認するもの

表 3-15 給水管及び給水用具の使用箇所別一覧表

施行 箇所	管種	継  手	口 径
	水道用ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管	
	(二層管) 1種	金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	(JIS K 6762)		
34	水道用硬質塩化	管端防食継手(埋設用)	
道	ビニルライニング鋼管	SGP-VD 用継手	40, 50
	SGP-VB		※20 ㎜及び 25 ㎜は、一部使用可
	SGP-VD	日本鉄管継手協会	(図 3-95 参照)
	(JWWA G 116)	(JPF MP-003)	
	水道用ステンレス鋼管	水道用ステンレス	
路	(SUS 304)	鋼管用継手	20, 25
	(SUS 316)	(JWWA G 116)	25, 25
	(JWWA G 115)		
	ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄異形管	
	(JIS G 5526)	(JIS G 5527)	(NS形) (K形)
内	(JDPA G 1037)		75, 100, 150, 200
	(JWWA G 112, 114)		
	水道配水用	水道配水用	
	ポリエチレン管	ポリエチレン管継手	50
	(JWWA K 144)	(JWWA K 145)	※管工事のみ使用
	水道用ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管	
	(二層管) 1種	金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	(JIS K 6762)	樹脂継手	
事人	水道用硬質塩化	管端防食継手(埋設用)	
敷	ビニルライニング鋼管	SGP-VD 用継手	
	SGP-VB	ļ	20, 25, 40, 50, 75
	SGP-VD	日本鉄管継手協会	100, 150
	(JWWA K 116)	(JPF MP-003)	
	水道用ステンレス鋼管	水道用ステンレス	
地	(SUS 304)	鋼管用継手	
	(SUS 316)	(JWWA G 116)	20, 25, 40, 50
	(JWWA G 115)		
	ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄異形管	
	(JIS G 5526)	(JIS G 5527)	(NS形) (K形)
内	(JDPA G 1037)		75, 100, 150, 200
	(JWWA G 112, 114)	(JWWA G 111)	
	水道用耐衝擊性	水道用耐衝擊性	第1止水栓より宅地内
	硬質塩化ビニル管	硬質塩化ビニル管継手	20, 25, 40, 50
	(JWWA K 118)	(JWWA K 119)	

給水管及び給水用具は,施行令第5条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合 している製品(基準適合品)を使用すること。

2 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具 給水管及び給水用具は、施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合 している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。 1 配水管の分岐箇所から水道メーターまでに使用する給水管で、管理者が承認するもの

施行 箇所	管種	継手	口 径
	水道用ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管	
	(二層管) 1種	金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	(JIS K 6762)		
道	水道用硬質塩化	管端防食継手 (埋設用)	
炟	ビニルライニング鋼管	SGP-VD 用継手	40, 50
	SGP-VB, SGP-VD	日本 <mark>金属</mark> 継手協会	※20 ㎜及び 25 ㎜は、一部使用可
	(JWWA K 116)	(JPF MP-003)	(図 3-95 参照)
路	水道用ステンレス <mark>鋼鋼管</mark>	水道用ステンレ <mark>ス鋼</mark>	
	SUS 304, SUS 316	鋼管用継手	20, 25
	(JWWA G 115)	(JWWA G 116)	
	ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄異形管	<u>注 1</u>
内	(JIS G 5526)	(JIS G 5527)	(NS形) (K形) (GX形)
	(JDPA G 1030, 1042, 1049)	(JDPA G 1031)	75, 100, 150, 200
注 2	(JWWA G 113)	(JWWA G 114)	
2	水道配水用	水道配水用	
	ポリエチレン管	ポリエチレン管継手	50
	(JWWA K 144)	(JWWA K 145)	※管工事のみ使用
	(PTC K 03)	(PTC K 13)	
	水道用ポリエチレン管	水道用ポリエチレン管	
	(二層管)1種	金属継手 (JWWA B 116)	20, 25, 40, 50
	(JIS K 6762)	樹脂継手	
	水道用硬質塩化	管端防食継手(埋設用)	
敷	ビニルライニング鋼管	SGP-VD 用継手	ļ
	SGP-VB, SGP-VD	日本 <mark>金属</mark> 継手協会	20, 25, 40, 50, 75
	(JWWA K 116)	(JPF MP-003)	100, 150
	水道用ステンレス <mark>鋼鋼管</mark>	水道用ステンレス <mark>鋼</mark>	ļ
地	SUS 304, SUS 316	鋼管用継手	ļ
	(JWWA G 115)	(JWWA G 116)	20, 25, 40, 50
	ダクタイル鋳鉄管	ダクタイル鋳鉄異形管	<mark>注 1</mark>
	(JIS G 5526)	(JIS G 5527)	(NS形) (K形) (GX形)
内	(JDPA G 1030, 1042, 1049)	(JDPA G 1031)	75, 100, 150, 200
	(JWWA G 113)	(JWWA G 114)	
	水道用耐衝擊性	水道用耐衝擊性	第1止水栓より宅地内
	<b>硬質ポリ塩化ビニル管</b>	硬質ポリ塩化ビニル管継手	20, 25, 40, 50
	(JIS K 6742)	(JIS K 6743)	

給水管及び給水用具は、施行令第5条の規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合 している製品(基準適合品)を使用すること。

注1:K形の使用にあたっては、3DkN以上の離脱防止力を有する継手とする。 注2:「道路内」とは、「道路形態を有するもの」を指す。

2 水道メーターから敷地内で直結して設ける給水管及び給水用具

給水管及び給水用具は,施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合 している製品(基準適合品)のなかから現場状況に応じたものを使用すること。 【55ページ】 名称の変更及び規格 の追記、変更。 ダクタイル鋳鉄管に GX形を追加。 注1、2を追加。

備 考

現行
改正案

#### 3 給水管の接合方法

配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、 施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接続方法及び工具を選択しなけ ればならない。

給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に 応じた適切な接合が行われているものでなければならない。(基準省令第1条第2項) 接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。

(1) ポリエチレン二層管の接合

ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。

#### ア 金属継手(メカニカル継手)による接合

- (ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。
- (4) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。
- (ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。
- (エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。
- (オ) 管を継手本体に差し込み, リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける
- (カ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。

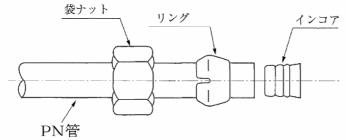


図 3-58 メカニカル継手の接合

#### イ 金属継手(ワンタッチ式継手)による接合

- (ア) 切管は管軸に直角に切断し、管厚3/4程度挿し口の面を取る。
- (4) 接合前にソケット部受け口のOリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認する。
- (ウ) ソケット部の受け口長さを、管にマーキングし、挿し込み後確認する。
- (エ) 解体しソケットを再使用する場合は、Oリング、ウェッジリングを取り替える。
- (オ) 接合後,受け口のすき間に砂等が入らないように,ビニルテープを巻く。

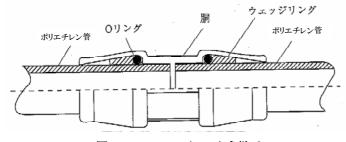


図 3-59 ワンタッチ式継手

#### 3 給水管の接合方法

配管工事における接合の良否は、極めて重要である。したがって使用する管種、継手、 施工環境及び施工技術等を考慮し、最も適当と考えられる接続方法及び工具を選択しなけ ればならない。

給水装置の接合箇所は、水圧に対する充分な耐力を確保するためにその構造及び材質に 応じた適切な接合が行われているものでなければならない。(基準省令第1条第2項) 接合方法は、使用する管種ごとに種々あるが、主なものは次のとおりである。

(1) ポリエチレン二層管の接合

ポリエチレン二層管の接合は、金属継手を使用する。

#### ア 金属継手(コア内蔵式一体型)による接合

- (ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。
- (4) 切管は管軸に直角に切断し、切断面に出たバリは面取り器等で取り除く。
- (ウ) 継手を管にセット、または継手を分解し、ナット、リングの順に管にセットする。
- (エ) 管を継手本体内壁に突き当たるまで確実に挿入し、リングのセットを確認し袋 ナットを締め付ける。
- (オ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。
- (カ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。

## イ 金属継手(メカニカル継手)による接合

- (ア) 継手は、管種(1種・2種)に適合したものを使用する。
- (4) インコアが入りやすいように内面の面取りを行う。
- (ウ) 継手を分解し、管に袋ナット、リングの順にセットする。
- (エ) インコアを管に、プラスチックハンマ等で根元まで十分にたたき込む。
- (オ) 管を継手本体に差し込み, リングを押し込みながら袋ナットを十分に締め付ける。
- (カ) 締付けは、パイプレンチ等を2個使用し、確実に行わなければならない。
- (キ) 標準締付トルクは、各製品の仕様に基づき締め付ける。

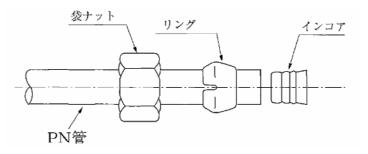


図 3 - 58 メカニカル継手の接合

## 【76ページ】

備

考

(1) のアに「金属継手 (コア内臓式一体型)に よる接合」を追加。 それにより、「金属継 手(メカニカル継手)に よる接合」を、イに 変更。 イに(キ)を追加。

現行	改正案	備考
表し なし	文 金属継手(ワンタッチ式離手)による接合 (7) 切管は管軸に直角に切断し、管厚 3/4程度挿し口の面を取る。 (4) 接合能にソケット部受け口のロリング、ウェッジリングの有無、傷、ねじれ等を確認する。 (5) ソケット部の受け口長さき、管にマーキングし、挿し込み後確認する。 (2) 解体レンケットを再使用する場合は、ロリング、ウェッジリングを取り替える。 (3) 接合後、受け口のすき間に砂等が入らないように、ビニルテーブを巻く。  のコンタッチ式離手  図 3 - 59 ワンタッチ式離手	【76-1ページ】 76ページにア を追加したため、「金属継手(ワンタッチ式継手) による接合」を ウ に変更。

現 行 (カ) 加熱は、プロパンエアートーチ又は電気ろう付け器で行う。

- (キ) はんだをさす適温は 260~320℃で行う。
- (ク) 濡れた布等でよく拭いて外部に付着しているフラックスを除去すると同時に接 合部を冷却し安定化させる。

#### イ ろう接合

ろう接合とは、管の差込しみ部と継手受け口との隙間にろうを加熱溶解して、毛細管現象により吸い込まれて接合する方法で 40 m以上の接合に用いられる。

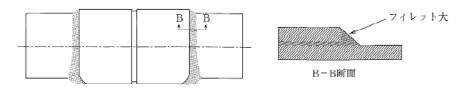


図 3-67 はんだ接合とろう接合

### (8) ダクタイル鋳鉄管の接合

ダクタイル鋳鉄管の接合は、K形、NS形等がある。

#### ア K形による接合

- (ア) 挿し口の端部から白線(約40㎝)までの外面を清掃する。
- (4) 押輪又は特殊押輪をきれいに清掃して挿し口に挿入する。
- (ウ) 挿し口外面及び受け口内面に滑剤を十分塗布する。
- (エ) ゴム輪の前面に継手用滑剤を塗り、押し口から20㎝程度の位置まで挿入する。
- (オ) 挿し口を受け口に確実に挿入する。
- (カ) 管のセンターをあわせ、受け口内面と挿し口外面との隙間を上下左右できるだけ 均一にし、ゴム輪を受け口内の所定の位置に押し込む。
- (キ) 押輪又は特殊押輪を受け口に寄せ、セットする。この場合、押輪端面に鋳出してある口径及び年号の表示を管と同様に上側にする。
- (ク) T頭ボルトを受け口から挿入し、平均に締め付けて、受け口と押輪間隔を均一に 確保する。

なお、標準締付けトルクは(表 3 - 25)のとおりである。

表 3-25 締付けトルク

T頭ボルト径	トルク	使用管口径
(mm)	(N · m)	(mm)
M20	100	100~600
M16	60	75

- (カ) 加熱は、プロパンエアートーチ又は電気ろう付け器で行う。
- (キ) はんだをさす適温は 260~320℃で行う。
- (ク) 濡れた布等でよく拭いて外部に付着しているフラックスを除去すると同時に接合部を冷却し安定化させる。

改正案

#### イ ろう接合

ろう接合とは、管の差込しみ部と継手受け口との隙間にろうを加熱溶解して、毛細管現象により吸い込まれて接合する方法で 40 mm以上の接合に用いられる。

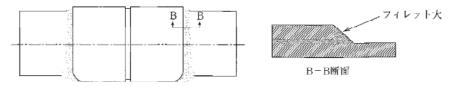


図 3-67 はんだ接合とろう接合

#### (8) ダクタイル鋳鉄管の接合

ダクタイル鋳鉄管の接合は、K形、NS形、GX形等がある。

#### ア K形による接合

- (ア) 挿し口外面の清掃は端部から 40cm 程度とする。
- (イ) 押輪の方向を確認してから挿し口部に預け、次に挿し口部とゴム輪に滑剤を十分 塗布し、ゴム輪を挿し口部に預ける。
- (ウ) 挿し口外面及び受口内面に滑剤を十分塗布するとともに、ゴム輪の表面にも滑剤を塗金布のうえ、受口に挿し口を挿入し、胴付間隔が3~5mmとなるように据付ける
- (エ) 受口内面と挿し口外面との隙間を上下左右均等に保ちながら、ゴム輪を受口内の 所定の位置に押し込むこと。このとき、ゴム輪を先端の鋭利なもので叩いたり押 したりして揖傷させないように注意する。
- (オ) 特殊押輪の端面に鋳出してある管径、年号及び 3DkN の刻印表示を管と同様に 上側にくるようにする。
- (カ) ボルト・ナットの清掃を確認のうえ、ボルトを全部のボルト穴に差し込み、ナットを軽く締めた後、全部のボルト・ナットが入っていることを確認する。
- (キ) ボルトの締付けは、片締めにならないよう上下のナット、次に両横のナット、次に対角のナットの順に、それぞれ少しずつ締め、押輪と受口端との間隔が全周を通じて同じになるようにする。この操作を繰返して行い、最後にトルクレンチにより表 3-25-1 に示すトルクになるまで締付ける。

## 【83ページ】

備

考

「ダクタイル鋳鉄管の接合」を『水道工事一般仕様書』に合わせ変更、追記。また、GX形を追加。

(ケ) 特殊押輪は T 頭ボルトを均一に締め付けた後, 特殊押輪の押しねじを上下, 左右等の順に一対の方向で徐々に数回にわたって締め付けなければならない。

現 行

押しねじの締付けトルクは、口径 100 mm以上の管では 100N・mを標準とする。

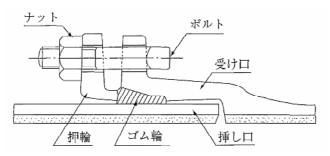


図3-68 K形の接合

#### イ NS 形継手による接合

この継手は、大地震でしかも地盤が悪い場合を想定して大きな伸縮余裕、曲げ余裕をとっているため、管体に無理な力がかかることなく継手の動きで地盤の変動に適応することができる。(口径 75~250 mm)

- (ア) 受け口溝及び挿し口外面の清掃を行う。
- (イ) ロックリングとロックリング芯出し用ゴムの確認を行い,正しくセットする。
- (ウ) ゴム輪の内面及び挿し口外面テーパ部から白線までに滑剤をむらなく塗布する。
- (エ) 挿し口の挿入は,管をクレーン等で吊った状態で,管芯を一直線にセットし,レ バーロックで所定の位置まで挿入する。
- (オ) 挿し口が所定位置に入っているかの確認を薄板ゲージにより測定する。

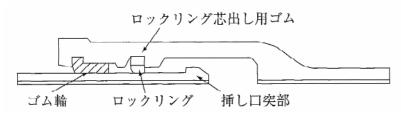


図 3-69 NS 形の接合

### ウ 作業上の注意点

- (ア) 管の接合は、挿し口部外面及び受け口部内面等に付着している油、砂、その他の 異物を完全に取り除く。
- (イ) 締め付けは、ラチェットレンチ、トルクレンチ、スパナ等の工具とダクタイル管 継手用滑剤を使用し、確実に、かつ丁寧に施工する。
- (ウ) 滑剤は、継手用滑剤に適合するものを使用し、グリース等の油剤類を使用してはならない。

#### 表 3 - 25 - 1 K形締付けトルク

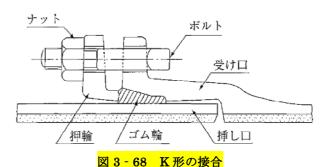
改正案

管 径 (mm)	トルク (N・m)	ボルトの呼び
75	60	M16
100~600	100	M20

- (ク) 特殊押輪は、全周型(3 D k N対応型)を標準とする。これによりがたい場合は、 その仕様に準ずる。
- (b) φ75 の特殊押輪の場合、T頭ボルトは60N・mで締付け、押ボルトは100 N・mで締付ける。
- (1) 許容曲げ角度は、表 3 25 2 のとおりとする。

表 3 - 25 - 2 許容曲げ角度

呼び径	K形					
	曲げ	管1本当りに許容される編位(cm)				
(mm)	角度	4 m 5 m 6 m				
75	5° 00′	35	_	_		
100	5° 00′	35	_	_		
150	5° 00′	_	44	_		
200	5° 00′	_	44	_		



## イ NS形による接合

NS形継手は、免震的な考え方に基づいた継手であり、大きな伸縮余裕と曲げ余裕をとっているため、管体に無理がかからず、継手の動きで地盤の変動に順応できる。

- ① NS形直管の継手接合(φ75~φ450)
- (ア) 挿し口外面の端から約30㎝の清掃と受口内面の清掃。
- (4) ロックリングとロックリング芯出し用ゴムがセットされているか確認する。
- (ウ) 清掃したゴム輪を受口内面の所定の位置にセットする。
- (エ) ゴム輪の内面と挿し口外面のテーパ部から白線までの間、滑剤を塗布する。
- (オ) 管を吊った状態で管芯を合わせて、レバーブロックを操作して接合する。

【84 ページ】

備

考

現行	改正案	備  考
現 行 なし	次正案  (f) 受口と挿し口の隙間に薄板ゲージを差し込み、ゴム輪の位置を確認する。ゲージの入り込み最が他の部分と比較して異常に大きい場合は、継ぎ手を解体して点検しなければならない。なお、再度接合するときは、ゴム輪を新品と交換する。  (f) 底管の曲げ配管は、接合が正常であることを確認した後、継ぎ手を表3・25・3 に示す許容曲げ角度内でゆっくりと曲げなければならない。  (g) 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入する。  表3・25・3 NS管の許容曲げ角度  呼び径 曲げ 管1本当りに許容される偏位(cm) 角度 4 m 5 m 6 m  75 4° 28  100 4° 35  200 4° 35  ゴム輪 ロックリングの出し用ゴム ロックリングの出し用ゴム ロックリングの出し用ゴム ロックリングとロックリングと出し月ゴムがセットされているか確認する。  (f) 加リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。 (g) 風曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。 (g) 周曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。 (g) 周曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。 (g) 別曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。 (g) 別曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。	備 考 【84-1ページ】
	(ア) 挿し口外面の端から約 30 cmの清掃と受口内面の清掃。 (イ) ロックリングとロックリング芯出し用ゴムがセットされているか確認する。 (ウ) 屈曲防止リングが受口内面に飛び出していないことを確認する。	

現行			改正案	_		備考
なし	面にあたるまで	締め付け その都度を ロックリ	る。 な要事項をチェック  ロックリング心出し  異形管受口	接合用突部 同曲防止突部	<mark>たって挿し口外</mark>	
	(イ)ロックリング(ウ)ゴム輪の表示受口内面の所定(エ)ゴム輪の内面(オ)管を吊った状(カ)受口と挿し口の入り込み量がしなければなら(キ)直管の曲げ配に示す許容曲に	合 手接らかの がの は がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの がの	30 cmの清掃と受口がリングホルダがセリであること及び呼せットする。 1 面のテーパ部から 1 合わせて、レバーが板ゲージを差し込まれば、再度接合すると 1 が正常であること 1 かっくりと曲げなけ	内面の清掃。  ットされているか確認  び径を必ず確認後、ゴ  白線までの間、滑剤を  ブロックを操作して接  み、ゴム輪の位置を確  きい場合は、継ぎ手を きは、ゴム輪を新品と  を確認した後、継ぎ手	込輪を清掃し、 塗布する。 合する。 認する。ゲージ ☆解体して点検 :交換する。	[84-2ページ]
		_	<mark>5-4 G X 管の許</mark> 容		٦	
	呼び径(mm)	曲げ角度		F容される偏位(cm)	-	
	(mm) 75	月及 4°	4 m	5 m	-	
	100	4°	28		-	
	150	4°	-	35	1	
	200	4°		35	1	

	現行	改正案	備考
なし	現 行	図3-69-3 GX形直管の継手接合  ② GX形異形管の離手接合  ③ GX形異形管の離手接合  ② Typyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyyy	備 考 【84-3ページ】
		さないことを確認する。	【84-3ページ】
		(b) 接合作業は、その都度必要事項をチェックシートに記入する。	
		図 3 - 69 - 4 G X形異形管の継手接合(1)	

現行	改正案	備考
現 行 なし	改正案    ストッパ	備考
	<ul> <li>(イ) 接合方法、接合順序、使用材料等の詳細について、着工前に監督員の承諾を得る。</li> <li>(ウ) 接合する前に継手の付属品及び必要な器具、工具を点検し確認する。</li> <li>(エ) 接合に先立ち、挿し口部の外面、受口部の内面、押輪及びゴム輪等に付着している油、砂、その他の異物を完全に取除く。</li> <li>(オ) ゴム製品類は、紫外線、熱等に直接さらされると劣化するので、極力屋内に保管し、梱包ケースから取り出した後は、できるだけ早く使用する。また、未使用品は必ず梱包ケースに戻して保管する。この際、折り曲げたり、ねじったままで保管しない。</li> </ul>	【84-4ページ】
	<ul> <li>(カ) 開包後のボルト・ナットは、直接地上に置くことはさけ所定の容器に入れて持ち運ぶ。</li> <li>(キ) ボルト・ナットは、放り投げることなく丁寧に取扱う。また、ガソリン、シンナー等を使って洗わないこと。</li> <li>(ケ) 押輪は、直接地上に置かず、台木上に並べて保管する。呼び径 60mm 以上の押輪は、水平に積んで保管するのが望ましい。ただし、安全上あまり高く積まないこと。</li> </ul>	
	(ケ) 管接合終了後、押戻しに先立ち継手等の状態を再確認するとともに、接合部及び管体外面の塗料の損傷箇所には防錆塗料を塗布すること。 (コ) ダクタイル鋳鉄管の接合に当たっては、水道局の指定する滑剤を使用することを原則とし、ゴム輪に悪い影響を及ぼし、衛生上有害な成分を含むもの並びに中性洗剤やグリース等の油類は使用しないこと。	

#### (エ) ダクタイル鋳鉄管の標準配管図は、(図3-70・71)による。

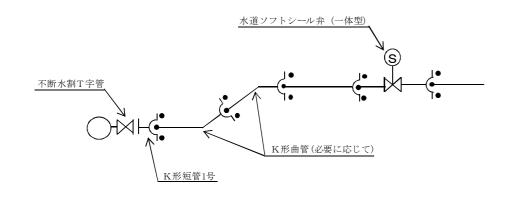


図 3-70 ソフトシール弁の場合

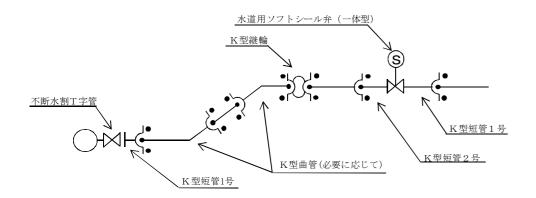


図 3 - 71 ソフトシール弁の場合(継輪使用)

## (9) フランジ継手の接合

#### ア フランジ接合

- (ア) フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット 溝の凹部をきれいに清掃する。
- (4) 布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジ面に合わせて正確に穴開けする。
- (ウ) 布入りゴム板又はガスケットを両フランジに正確に合わせ、所定のボルトを同一 方向より挿入し、ナット締め付けを行うようにする。締め付けは、左右一対の方向 で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないように十分注意する。
- (10) 材質が異なる給水管の接合は, (図 3 72)による。

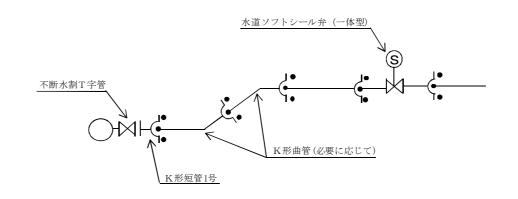


図 3 - 70 <mark>ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)</mark>

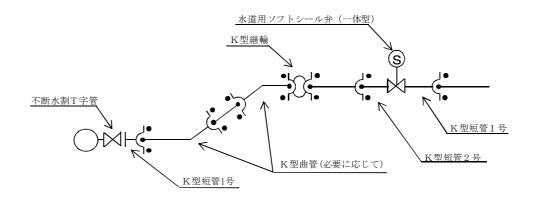


図 3 - 71 ダクタイル鋳鉄管の配管図(K形の場合)継輪使用

## (9) フランジ継手の接合

### ア フランジ接合

- (ア) フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット 溝の凹部をきれいに清掃する。
- (4) 布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジ面に合わせて正確に穴開けする。
- (ウ) 布入りゴム板又はガスケットを両フランジに正確に合わせ、所定のボルトを同一 方向より挿入し、ナット締め付けを行うようにする。締め付けは、左右一対の方向 で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないように十分注意する。
- (10) 材質が異なる給水管の接合は, (図 3 72)による。

## 【85ページ】

備

考

GX 形が追加された ため、(エ)を削除し、図 3-70 と図 3-71 の 題目を変更。

改正案	備  考
<u>資料 4 — 2</u>	
増圧装置の設置を猶予する特例に関する基準	
4 G 6b	
1 目的 この基準は、小規模貯水槽等における衛生問題の解消、省エネルギーの推進などを図り、	
需要者への給水サービス向上に寄与することを目的に、4階建て又は5階建て建築物に限	
り、直結増圧式給水設計施行基準(平成14年12月6日制定。)第12項に規定する直	
結給水用増圧装置(以下「増圧装置」という。)の設置を猶予する特例に関して必要な事	
項を定めるものとする。	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
 特例直結直圧式給水とは、直結直圧式給水での給水が認められていない4階建て又は5	
階建ての建築物において、配水管の水圧で末端の給水栓まで直結直圧式給水が可能な場合	
には、給水に支障がない間に限り、特例として増圧装置の設置を猶予し、建築物内の全て	
を直結直圧式とする給水をいう。	
<mark>3 適用要件</mark>	
特例直結直圧式給水の適用要件は、次のとおりとする。	【参-26-1ページ】
(1) 対象区域は、給水区域内のうち、次の条件をすべて満たす区域とする。	資料 4-2 「増圧の設
ア 給水引込管を取り出す配水管は、建築物の必要とする給水量を十分保有しており	置猶予する特例に関
申請地周辺の管網状況や配水量の時期的な変動を考慮した場合においても、申請地	する基準」を追加。
周辺を含め給水に支障がないと判断されること。	
イ 配水管から給水引込管を分岐する箇所において、4階建て建築物の場合は最小動 水圧が 0 - 9 5 M P - 12 b - 5 W B - 2 B - 2 0 M P - 12 b - 2 0 M P - 1	
水圧が 0.25MPa以上、5階建て建築物の場合は 0.30MPa以上確保できること。	
(2) 対象建築物は、次の条件をすべて満たす建物とする。ただし、特別に鹿児島市水道	
事業及び公共下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が認めた場合はこの限りで	
はない。	
ア 瞬時最大給水量が530ℓ/min 以下であること。	
イ 給水管口径が75mm以下であること。	
ウ メーター口径75mm以下であること。	
(3) 適用除外とする建築物	
給水装置工事施行基準(以下「施行基準」という。)で、受水槽式給水とすることが	
必要とされている次に掲げる建築物は、対象外とする。	
ア病院など、災害又は事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要なもの	
イ 一時的に多量の水を必要とするもの又は使用水量の変動が大きいものなど配水 ************************************	
管の水圧低下を引き起こすおそれのあるもの	

現行	改正案	備考
なし	ウ 配水管の水圧の変動にかかわらず、常時一定の水量及び水圧を必要とするもの	
	エ 有毒薬品を使用する工場など、逆流によって配水管の水を汚染するおそれのある	
	<mark>もの</mark>	
	オーその他、特例直結直圧式による給水が困難なもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	特例直結直圧式給水と直結増圧式給水又は受水槽式給水との併用は認めない。	
	<u>5 既設の受水槽式給水からの改造</u>	
	受水槽を撤去し、既設配管等をそのまま給水装置として使用する場合は、次に掲げる事	
	項が <mark>給水装置としての基準を満たすものであること。</mark>	
	ア 水圧試験 (0.75MPa) を行い漏水のないもので、特例直結直圧式給水に対	
	応できるものであること。	
	イ 水質検査を行い水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質基準に適合し	
	ていること。	
	ウ 配管等の口径、材質が給水装置の構造、材質基準に適合していること。	
	<mark>エ 給水引込管、メーター口径が水理計算を満たすものであること。</mark> 	
	·····································	
		【参-26-2ページ】
	特例直結直圧式給水による給水を受けようとする者(以下「申込者」という。)は、	
	給水装置工事の申請に先立ち、指定給水装置工事事業者(以下「指定給水工事業者」と	
	いう。)を通じて、特例直結直圧式給水事前協議書(様式第1号)を管理者に提出し、	
	<mark>事前協議を行わなければならない。</mark>	
	また、指定給水工事業者は、特例直結直圧式給水事前協議書に定める事項について、	
	事前調査及び現地調査を十分に行うものとする。	
	(2) 事前協議結果の回答	
	管理者は、前号の事前協議の結果を特例直結直圧式給水事前協議回答書 (様式第 2 号)	
	により、申込者に回答するものとする。 	
	- 1	
	申込者は、前項の事前協議の結果、特例直結直圧式による給水が可能とされた建物に係	
	る給水装置工事の申込みを行うときは、指定給水工事業者を通じ、給水装置工事申請・設	
	計書兼受水槽以下設備工事届出書(鹿児島市給水条例施行規程(昭和53年水道局規程第	
	14号)、以下「規程」という。)に定める様式第1号)に特例直結直圧式給水に関する誓	
	<mark>約書(様式第3号)を添付し、管理者に提出すること。</mark>	
	L	

現行	改正案	備  考
現 行 なし	検討   (1)	備 考 【参-26·3 ページ】
	ものとする。 エ 所有者の負担となる水道メーターを設置する場合においても、原則として各戸メーター等設置基準によって設置するものとする。  (4) メーターバイパスユニット 基本メーター取替え時の断水による影響を回避するため、原則としてメーターバイパスユニットを設置するものとする。ただし、専用住宅や小規模な事務所ビルなど、断水	

なし

## 給水装置工事施行基準(新旧対照表)

現行	改正案	備考
現 行 なし	(9) 屋上散水栓  漫上階の屋上に散水栓(屋上での水敷をと使用するものに限る。以下同じ。)を設置する場合は、散水栓に単独で直結する絵水管の分枝箇所以降で、維持管理ができる所に逆被防止装置を設置するものとする。  付 別 (平成25年1月28日制定) この基準は、平成25年4月1日から施行するものとする。	備 考 【参-26-5 ページ】

現行 改正案 備 考 資料 12-2 なし 水道用ポリエチレン管のクランプ治具による止水工法 (応急時の技術資料) 水道用ポリエチレン管(PN・PP)については、管材等の補修作業等において、上流側 に止水栓等が」なく断水ができない等のやむをえない事情がある場合に限り、クランプ治具 で管を締め付ける止水工法によることができることとする。 ただし、この方法で施行する時は、下記のとおりとする。 1 クランプ治具の締め幅 クランプ治具で水道用ポリエ チレン管を仮締めした後,止水 クランプ治具 状況を確認しながら管体が損 α:管摩×2×0.7以上 傷しないよう徐々に増し締め 水道用ポリエチレン質 <mark>をする。</mark> クランプ治具の締め幅(α) は,管厚×2×0.7以上とし,締付けは補修作業等の影響のない減水範囲にとどめる。 【参-59-1 ページ】 <mark>クランプ治具の締め幅(α)</mark> 単位:mm 資料 12-2「水道用 呼び径 13 50 20 2 5 40 ポリエチレン管のク 4. 9 7.0 1種管 α 9. 1 11. 2 ランプ治具による止 2層管 2種管 α 3.5 4. 2 4. 9 7.0 6. 3 水工法(応急時の技術 資料)」を追加。 注意事項: 締付けすぎると、管肉がつぶれて薄くなり、き裂や早期損傷につながるので 注意すること。 2 クランプ治具の取り外し 作業後は、クランプ治具を取り外し、通水量を確認しながら、管の扁平を修正する。 3 締付箇所の保護 クランプ治具による締付け 補修用バンド・継手 箇所は,後々必ず漏水の原因 圧養質所 となるため、補修用のバンド 水道用ポリエチレン管 か継手を取り付けて保護し なければならない。